

委 託 契 約 書 (案)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、畜産試験場庁舎機械警備業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙畜産試験場機械警備業務処理要領及び畜産試験場機械警備業務処理要領細則（以下「要領等」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領等に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円を乙に支払うものとする。ただし、各年度における金額は次のとおりとする（月額は別紙内記書のとおりに）。

令和6年度	金	円
令和7年度	金	円
令和8年度	金	円
令和9年度	金	円
令和10年度	金	円

〔 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額金 円）を乙に支払うものとする。〕

注〔 〕書きの部分は、乙が課税業者である場合に使用する。

2 甲は、乙に対して毎月25日（25日が金融機関等の営業日でない場合には、その直後の営業日）に前月分の委託料を支払うものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を甲に請求することができる。

4 委託料の支払場所は、甲の理事長勤務の場所とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は金 円とする。

〔契約保証金は免除する。〕

注〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が配置した警備員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(警備機器等の設置)

第11条 乙は、警備上必要と認められる防犯機器及びこれに付随する一切の設備(以下「機器等」という。)について、次のとおり設置するものとする。

(1) 機器等については、甲の指定する場所(別添図面のとおり)に設置するものとする。

(2) 前号により設置した機器等は、乙の所有に属するものとする。

(3) 機器等の設置及び撤去に要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに機器等を取り外さなければならない。

3 委託業務を遂行する上で必要な機器等に係る保守及び点検の費用は、乙の負担とする。

4 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。

(報告義務)

第12条 乙は、次の各号に掲げる事実の生じたときは、甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領等で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
- (3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 17 条の 2 において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第 17 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下の条及び第 17 条の 2 において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消の訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成 22 年 4 月 1 日規程第 48 号）第 30 条第 1 項の規定による見積書の徴収が行われたものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条

に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16条 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第14条第1項第1号から第2号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が委託料の100分の10に相当する額に不足するときは、乙は当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が委託料の100分の10に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

3 第14条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

6 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第 19 条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第 1 審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

札幌市北区北 19 条西 11 丁目

甲 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小 高 咲

(担当部局：農業研究本部畜産試験場)

乙

別紙

委託料月額内訳書

月	月額委託料 (うち消費税及び地方消費税)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
5月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
6月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
7月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
8月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
9月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
10月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
11月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
12月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
1月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
2月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
3月分	円 (円)	円 (円)	円 (円)
合計	円 (円)	円 (円)	円 (円)

別紙

委託料月額内訳書

月	月額委託料 (うち消費税及び地方消費税)	
	令和9年度	令和10年度
4月分	円 (円)	円 (円)
5月分	円 (円)	円 (円)
6月分	円 (円)	円 (円)
7月分	円 (円)	円 (円)
8月分	円 (円)	円 (円)
9月分	円 (円)	円 (円)
10月分	円 (円)	円 (円)
11月分	円 (円)	円 (円)
12月分	円 (円)	円 (円)
1月分	円 (円)	円 (円)
2月分	円 (円)	円 (円)
3月分	円 (円)	円 (円)
合計	円 (円)	円 (円)